

ID: 84

担当部署: 生涯学習課

処分の概要	退館命令等		
例規名 根拠条項	高根沢町歴史民俗資料館設置条例施行規則 第7条		
例規番号	平成8年教育委員会規則第4号		
<p>【基準】</p> <p>第7条の規定による。 (入館の制限)</p> <p>第7条 館長は、次の各号に掲げる者に対し、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかける等秩序を乱すおそれがあると認められる者</p> <p>(2) 施設又は設備等を損傷するおそれがあると認められる者</p> <p>(3) その他管理上支障があると認められる者</p>			
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日